

西東京市文化財保護審議会の予定について

今期の重点検討事項

- 1 文化財保護行政推進の進捗管理
- 2 文化財保護に関する制度面の整備及び運営
- 3 地域博物館の設置検討

1 文化財保護行政推進の進捗管理

西東京市文化財保護審議会条例第2条に規定される審議会の所掌事務の遂行のため、教育委員会が行う文化財の保存及び活用に係る各種施策の根拠に位置づけられる「西東京市文化財保存・活用計画」及び令和6年度から施行予定の「第2期西東京市文化財保存・活用計画」に沿った事業展開がなされているか、継続的に審議し、建議を行う。

(参考) 西東京市文化財保護審議会条例(抄)

第2条 「審議会は、委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する事項を調査審議及び研究し、並びにこれらの事項について委員会に建議する。」

2 文化財保護に関する制度整備及び運営

(1) 登録文化財制度の構築から運用開始まで

登録文化財制度については、前期中に「西東京市登録文化財制度」の骨子並びに総論及び各論までの内容をいったん決定しているため、今期は以下の取り組みを重点事項として設定する。

- ① 本制度を例規に根拠づける作業を行っていく中で生じる細則の取扱いに係る審議
- ② 例規への反映後に制度の運用を開始する。

(2) 指定文化財

新規指定に向けた文化財の調査研究を行う。

3 地域博物館の設置検討

長期的な課題として位置づけている地域博物館の設置について、諸課題の検討について、事務局の協議に応じて審議を行い、建議を行う。